第二十九号書式　　（平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正）

|  |
| --- |
| （配偶者用）扶助料失権事由非該当申立書私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。・　３年を超える懲役又は禁の刑に処せられたこと。・　国籍を失ったこと。・　婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。・　遺族以外の者の養子となったこと。上記のとおり申し立てます。年　　月　　日申立者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |